

国立大学法人東京医科歯科大学資金運用管理規則

〔平成31年3月26日〕
規則第42号

第1章 資金運用管理にあたっての基本方針

(趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人東京医科歯科大学会計規程（平成16年規程第3号。以下「会計規程」という。）第28条の規定に基づき、国立大学法人東京医科歯科大学（以下「本学」という。）の業務上の余裕金を安全かつ効率的に運用するために必要な事項を定める。

(運用の目的)

第2条 運用は、本学の中長期的な財政基盤の強化を図るとともに、将来の教育研究の発展に資することを目的とする。

(運用の目標)

第3条 将来にわたって本学の財政の健全性を維持するに足る収益性の確保を運用目標とする。

(運用に関する基本方針)

第4条 資金の運用に関する基本方針は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 元本回収の安全性及び確実性に最大限配慮し、資金の効率的な運用を図ること。
- (2) 資金繰りに支障を来さないこと。

(運用の範囲)

第5条 運用の範囲は、本学が管理するすべての資金から生じる余裕金とする。

2 前項の規定にかかわらず、次条第2号から第5号に規定する運用対象に係る運用の範囲については、国立大学法人法（平成15年法律第112号。以下「法」という。）第34条の3第2項における業務上の余裕金とする。

(運用の対象)

第6条 運用の対象は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 法第35条において準用する独立行政法人通則法第47条に規定する各号に掲げるもの
- (2) 貯金又は決済用（為替差益を得る目的ではなく、かつ、海外金利を得る目的ではないもの）の外貨建ての預金
- (3) 資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号）に規定する特定社債券（ただし、当該有価証券の長期債格付又は当該有価証券の発行体格付が、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第66条の27の規定に基づき内閣総理大臣の登録を受けた信用格付業者（以下「信用格付業者」という。）のうち少なくとも1社以上において「A」相当以上の格付を取得しており、どの信用格付業者においても「BB」相当以下の格付がないものとする。）

- (4) 社債券（第1号に規定するものを除く。）であり、かつ株式や為替等のデリバティブ付債券（仕組債）ではないもの（ただし、当該有価証券の長期債格付又は当該有価証券の発行体格付が、信用格付業者のうち少なくとも1社以上において「A」相当以上の格付を取得しており、どの信用格付業者においても「BB」相当以下の格付がないものとする。）
- (5) 法人が事業に必要な資金を調達するために発行する約束手形のうち、内閣府令で定めるもの（コマーシャルペーパー）（ただし、当該有価証券の短期債格付又は当該有価証券の発行体格付が、どの信用格付業者においても「a-3」相当以下の格付がないものとする。）

（運用の方法）

第7条 資金運用額は、原則として、資金総額の7割を超えないものとする。

- 2 満期設定のある金融商品は、原則として、当該商品を満期到来日又は償還期限まで保有するものとする。ただし、次に掲げる場合にあっては、運用中の預貯金の途中解約又は債券等の売却をおこなうことができる。
 - (1) 資金の安全性及び流動性を確保するために必要な場合
 - (2) 安全性を確保しつつ、収益性を確実に向上させるため商品の預替及び入替売買を行う場合
- 3 運用に当たっては、流動性を十分確保するとともに、国債、地方債及び特別の法律により法人の発行する債券（第6条第1項第3号に規定する債券を除く。以下同じ。）以外の債券等を取得する場合、同一の発行体が発行した債券等への投資額は、資金運用額の2割を超えないものとする。

（取得債券等格下げ時の対応）

- 第8条 会計規程第6条に規定する会計事務統括責任者は、国債、地方債及び特別の法律により法人の発行する債券以外の債券等で、取得後にいずれの信用格付業者による格付が「A」格未満となった場合は、発行体の信用リスク等に十分留意した上で、速やかに役員会に報告するとともに、必要に応じて売却等の措置を講じる。ただし、保有を継続する場合には、同一の発行体が発行した債券等への投資額は、資金運用額の2割を超えないものとする。
- 2 前項において、いずれの信用格付業者による格付が「BB」相当以下となった場合に、保有を継続するときは、同一の発行体が発行した債券等への投資額は、資金運用額の4%を超えないものとする。

第2章 運用資産構成

（運用資産の構成）

第9条 第6条における運用の範囲となる業務上の余裕金のうち、国債、地方債及び特別の法律により法人の発行する債券以外の債券等への投資額は、資金総額の3割を超えないものとする。

第3章 運用管理体制等

（資金運用の責任者）

第10条 運用は、全て学長の権限と責任の下で行うものとする。

- 2 学長は、資金運用責任者を置き、資金運用を担当させるものとする。
- 3 資金運用責任者は、会計事務統括責任者とする。

(資金運用に関する審議機関)

第11条 本学は適切な資金運用管理に資するため、資金運用に関する重要事項については役員会で審議するものとする。

(資金の運用)

第12条 会計事務統括責任者は、別に作成する資金運用計画に基づき、毎年度の資金運用計画を作成の上、役員会の承認を得るものとする。

- 2 会計事務統括責任者及び運用を担当する職員は、役員会の承認を得た運用計画に基づき、資金の運用を行う。

(金融機関等の選定)

第13条 会計事務統括責任者は、資金運用する際は、金融機関の経営状況を的確に把握し、他の金融機関との比較検討等を行った上で、最も安全かつ効率的な金融機関及び運用方法を選定しなければならない。

(運用の評価)

第14条 運用の評価については、中長期の観点に立脚し、定量評価、組織、情報、運用内容の質等の定性評価を組み合わせ、総合的に行うものとする。

(倫理規程)

第15条 会計事務統括責任者及び運用を担当する職員の職務に係る倫理の保持に資するために必要な措置については、国立大学法人東京医科歯科大学職員倫理規則を遵守する。

(運用報告)

第16条 会計事務統括責任者は、次の各号に掲げる事項に基づく報告書を、半期毎に作成し、役員会に報告するものとする。

- (1) 報告期間末時点における個別金融商品の一覧表
- (2) 運用資産構成比率
- (3) 各金融商品別の運用の実績
- (4) リスク状況(取引銀行、社債券、約束手形等の格付け等)

- 2 学長は、前項に規定する報告を受けたときは、経営協議会に報告し、必要に応じて審議等を行うものとする。

(運用実績等の情報公開)

第17条 学長は、半期毎に運用実績及び資金運用に関する審議機関の実施状況を公開しなければならない。

(規則の改廃)

第18条 この規則の改廃は役員会の承認を受けなければならない。

(事務処理)

第19条 資金運用に関する事務は、財務部において処理するものとする。

(その他)

第20条 この規則に定めるもののほか、資金運用に関し必要な事項は、別に定めることができる。

附 則

- 1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 国立大学法人東京医科歯科大学資金運用規則(平成19年規則第16号)は、廃止する。